（横浜保護観察所長）同
東京保護観察所長に配置換する
（関東地方更生保護委員会事務局長）同　三本松　篤
横浜保護観察所長に転任させる
（東北地方更生保護委員会事務局総務課長）同　新潟保護観察所長に昇任させる
（千葉保護観察所企画調整課長）同　甲府保護観察所長に昇任させる
（東京保護観察所立川支部長）同　富山保護観察所長に昇任させる
（四国地方更生保護委員会事務局総務課長）同　金沢保護観察所長に昇任させる
（鳥取保護観察所長）同　津保護観察所長に配置換する
（法務省保護局観察課長）同　大阪保護観察所長に転任させる
（近畿地方更生保護委員会事務局長）同　神戸保護観察所長に転任させる
（福岡保護観察所北九州支部長）同　奈良保護観察所長に昇任させる
（福岡保護観察所首席保護観察官）同　鳥取保護観察所長に昇任させる
（中部地方更生保護委員会事務局統括審査官）同　松江保護観察所長に昇任させる
（法務省保護局更生保護振興課保護調査官）同　広島保護観察所長に転任させる
（福岡保護観察所企画調整課長）同　徳島保護観察所長に昇任させる
（高知保護観察所長）同　高松保護観察所長に配置換する
（中部地方更生保護委員会事務局総務課長）同　高知保護観察所長に昇任させる
（神戸保護観察所長）同　福岡保護観察所長に配置換する

（近畿地方更生保護委員会事務局総務課長）同　橋爪　成光
佐賀保護観察所長に昇任させる
（四国地方更生保護委員会事務局長）同　手塚　徹
熊本保護観察所長に転任させる
（中国地方更生保護委員会事務局総務課長）同　**廣野**　孝司
大分保護観察所長に昇任させる
（東京入国管理局成田空港支局長）入国審査官　堀場　淳
札幌入国管理局長に昇任させる
（大阪入国管理局長）同　福山　宏
東京入国管理局長に配置換する
（札幌入国管理局長）同　建山　宜行
大阪入国管理局長に配置換する
（東京入国管理局羽田空港支局長）同　田口　敬治
広島入国管理局長に昇任させる
（大阪入国管理局関西空港支局長）同　石崎　勇一
東京入国管理局成田空港支局長に配置換する
（東京入国管理局次長）同　小出　賢三
東京入国管理局羽田空港支局長に転任させる
（法務省入国管理局入国在留課在留管理業務室長）法務事務官　中山　昌秋
入国審査官（東京入国管理局横浜支局長）に転任させる
（大阪入国管理局神戸支局長）入国審査官　辻本　誠治
大阪入国管理局関西空港支局長に配置換する
（高松入国管理局次長）同　平河　祐治
大阪入国管理局神戸支局長に転任させる
（名古屋入国管理局中部空港支局次長）同　三島　信彦
福岡入国管理局那覇支局長に昇任させる
（札幌入国管理局次長）同　**田**三　義昭
法務事務官（入国者収容所大村入国管理センター所長）に転任させる（以上四月一日）　倉本　修一
地方更生保護委員会委員（北海道地方更生保護委員会委員）に任命する　木村　憲彦　早川　誠
地方更生保護委員会委員（関東地方更生保護委員会委員）に任命する（各通）（以上四月三日）

（関東地方更生保護委員会委員）
地方更生保護委員会委員　小林　美登
更生保護法第十八条の規定による任期の満了により平成三十年四月十九日限り退職（四月十九日）　金城　理枝
地方更生保護委員会委員（関東地方更生保護委員会委員）に任命する（四月二十日）

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成30年6月1日

関東地方整備局長　泊　宏

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①中部横断自動車道	長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里5239番から同県佐久市大字桜井字百々下1625番2まで
②一般国道298号	千葉県松戸市矢切字矢ノ中787番2から同県市川市高谷2020番41まで

2　指定する期日　平成30年6月2日

3　通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すことなどにより、道路に隣接する施設等に出入りするため又は車線からはみ出す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方のやすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成30年6月1日

関東地方整備局長　泊　宏

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
①中部横断自動車道	長野県南佐久郡佐久穂町大字千代里5239番から同県佐久市大字桜井字百々下1625番2まで
②一般国道298号	千葉県松戸市矢切字矢ノ中787番2から同県市川市高谷2020番41まで

2　指定する期日　平成30年6月2日

公告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成30年（フ）第552号

札幌市豊平区平岸1条16丁目6番21号　紅果荘

債務者　花岡　奈美

1　決定年月日時　平成30年5月18日午後5時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成30年7月13日まで

札幌地方裁判所民事第4部